

2023年6月6日

各 位

株式会社 関西みらい銀行
株式会社 みなと銀行

令和5年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」の取扱開始について

関西みらいフィナンシャルグループの関西みらい銀行(社長 西山 和宏)およびみなと銀行(社長 武市 寿一)は、経済産業省利子補給事業「令和5年度省エネルギー設備投資に係る利子補給事業※1」の指定金融機関に採択されたため、お客さまの省エネルギー設備の新設・増設などの省エネ取組を後押しすることを目的として「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」を取扱開始します。

当社グループは2019年4月、「2030年SDGs達成に向けたコミットメント(関西みらい Sustainability Challenge 2030)」を制定。また、2020年5月、2030年SDGs達成に向けた「2020年度SDGsアクションプラン」を公表、さらに2021年6月、「サステナビリティ長期目標」の公表を行い、脱炭素社会の実現に向けて、各種金融商品・サービスを通じた取組みを強化しています。

今回の取組は、そのテーマに沿い、当社はお客さまに経済的メリット(利子補給)を還元しながら、省エネの考え方について対話を深め、ともに地域の持続的な発展に取組んでいけるものと捉えています。

関西みらい銀行およびみなと銀行は、今後も地域のみなさまへの様々な金融・情報サービスの提供を通じて、地域経済の活性化に取組んでまいります。

※1 経済産業省が産業・業務部門等における省エネルギー設備投資等を促すこと等により、省エネルギーを推進することを目的に創設されたもの

記

【商品概要】

商 品 名	省エネルギー設備投資に係る利子補給金
対 象 要 件	下記(1)～(3)のいずれかを満たす事業 (1) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設・増設する事業 (2) 省エネルギー設備を新設・増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業 (3) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業 (2023年4月3日以降の契約・発注分の設備が、利子補給の対象)
ご 融 資 金 額	利子補給対象事業の1事業あたりの融資上限額は100億円 ※2
ご 融 資 期 間	導入設備の法定耐用年数以内 ※2
ご 融 資 利 率	当社所定の利率
利 子 補 給	【利子補給率】最大1.0% 【利子補給期間】最大10年間(融資期間以内かつ10年以内)
返 済 方 法	年2回(3月および9月の各10日)元金均等返済
担 保 ・ 保 証	個別案件毎に決定
そ の 他	利子補給は毎年の予算措置が前提となります。予算措置の減額、停止等により、利子補給が減額、停止される場合があります。

※2 ご利用に関しては当社所定の審査があり、審査の結果、ご希望に添えない場合もございます

以 上